2021 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民　法
民事訴訟法

問題冊子（問題のみで４枚）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見てはいけません。

2　試験中に問題冊子の印刷不鮮明，ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は，手を挙げて監督者に申し出てください。

3　解答は，別に配布する解答用紙に，黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも，インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。

4　解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を，また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。

5　貸与した六法に対する加工（線を引く，書き込みをする，ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお，貸与した六法に対し加工をした場合，不正行為とみなされることもあります。

6　試験終了後，問題冊子は持ち帰ってください。

第１問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔事実関係〕

１　Ａ所有の土地（以下「甲土地」という。）とＢ所有の土地（以下「乙土地」という。）とは隣接する関係にあり、両土地は長さ約１５メートルにわたって境界を接していた（以下「本件境界」という。）。

２　もともとは甲土地と乙土地との高低差は約２．５メートルあり、本件境界に沿う甲土地側に大谷石（＊注記参照）７段積約２メートルの擁壁（以下「旧擁壁」という。）があった。

３　しかしその後、Ａは、甲土地にさらに約１．５メートルの盛土をして旧擁壁上に大谷石で３段約１メートル積み加えた（以下、この部分を「追加擁壁」という。）。

４　このようにして、現在では、Ａ所有の甲土地がＢ所有の乙土地より約４メートル高い位置にあるため、本件境界に沿う甲土地側に大谷石１０段積高さ約３メートルの擁壁（以下、これを「本件擁壁」という。）が存在するに至った。

５　Ｂ所有の乙土地上にはＢの居宅が本件境界から約１メートル離れた位置で約８メートルにわたって建てられていて、そこにＢは家族と一緒に生活している。

６　本件擁壁のうち、旧擁壁部分には、２０カ所以上貫通穴が生じており、貫通穴に至らない表面的な風化穴も多数みられたが、追加擁壁部分には、風化による毀損は今のところほとんどみられない。

７　本件擁壁は、その背後に通常なされるはずの裏込めがなく、また通常設置されるべき水抜き穴も旧擁壁部分と追加擁壁部分との境目に２カ所あるのみで、排水機能の面からみて十全ではない。

８　そのうえ、本件擁壁は全体として上部にいくほど地上面に対してなす角度（勾配）が増大しており、とくに追加擁壁部分の勾配は、旧擁壁部分の勾配に比較してかなり大きい。

９　また現在、追加擁壁部分の中央部には亀裂が数本生じている。これは、追加擁壁部分の背部の地層が盛土層であり、追加擁壁部分がこの盛土層の土圧を受けて生じたものと考えられる。

１０　以上の状況の下では、早晩本件擁壁の上部大谷石３、４段までの部分が倒壊または崩落する危険性があり、場合によってはＢの居宅にまで損害を及ぼしかねず、ひいてはＢ家族の生命身体に危害が及ぶおそれすらあり、改築等の何らかの処置をとる必要があった。

１１　なお、もしかりにこのような危険を除去するための改修工事をおこなおうとすれば、莫大な費用がかかることが推測される。

［＊注記］『大谷石』は、柔らかく加工は容易であるが、強度が比較的小さい。耐火性・吸水性は大きいが、風雨による風化を受けやすく、耐久性に乏しい。そのため、本来擁壁には適さない石材で、家の外壁・石塀や土蔵、アプローチ・敷石などに利用されることが多いといわれている。

〔設問〕

以上の〔事実関係〕の下において、ＢがＡに対して土地所有権に基づく妨害予防請求としての本件擁壁の改修請求をおこなった場合に、Ａからはどのような主張が反論として出されることが予想されるだろうか。

第２問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

〔事実関係〕

Ｘ女とＹ男は、平成２５年６月に婚姻の届出をし、子Ａをもうけました。

しかし、Ｙ男とその母がＸ女を冷遇し、さらに、Ｙ男がＸ女に暴言や暴力を加えたことなどから、平成２９年１月、Ｘ女は、やむをえずＡをおいて実家に戻り、離婚を決意するに至りました。

その後、Ｘ女は離婚訴訟を提起し、平成３０年２月に離婚判決を得ましたが、同判決は、Ａの親権者・監護権者をＹ男とするとともに、離婚原因につきＹ男に相当程度の責任があること、Ｘ女・Ｙ男の収入・資産状態、婚姻期間等一切の事情を考慮して、Ｙ男からＸ女へ、軽自動車１台を財産分与として与える旨定めました。

離婚判決後、Ｘ女は、Ｙ男の虐待によって離婚を余儀なくされたことによる精神的苦痛に対する慰謝料として、平成３０年５月、Ｙ男に対し、３００万円を請求する訴えを提起しました。

〔設問〕

Ｘ女の慰謝料請求は認められるか。

第３問（民事訴訟法）

〔問 題〕

Ｘは、Ａとの間で土地の売買契約を締結し、Ａに対して所有権移転登記手続をしたが、Ａは、代金を支払わなかった。そこで、Ｘは、２０１２年４月、訴状にＡを被告と表示して、売買代金支払請求の訴えを提起した。ところが、Ａは既に２０１１年１２月に死亡しており、その長男Ｙが唯一の相続人であった。訴状はＡの住所に送達され、Ｙが同居人としてこれを受領した。第１審裁判所ではそのような事情が判明せず、Ｙが訴訟代理人として選任したＢ弁護士は、第１回口頭弁論期日に出頭したが、特段の主張・立証をしないまま、Ｘ勝訴の判決が言い渡された。上記判決が確定した後、Ｙは、前記訴訟は既に死亡していたＡを被告とする無効な判決であると主張して、請求異議の訴えを提起した。

このような訴えは認められるか。